

都道府県		市区町村		1. 令和6年度就学援助制度の実施について 2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																																									
				令和6年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																																									
都道府県		市区町村		<中学校>(1)実施・検討状況について							<中学校>(2)(1)のあの内容							<中学校>(3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期							<中学校>(4)(1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)							<中学校>(5)(1)でウと回答した場合のその理由(あてはまるものを全てに○)							<中学校>(6)(5)のえ及びおの内容						
				ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ. 入学前支給を行っていない	エ. そもそも入学前支給を行っていない	オ. そもそも入学前支給を行っていない	カ. その他	ア. 令和6年度(令和6年度新入学分)以前	イ. 令和6年度(令和6年度新入学分)以前	ウ. 令和6年度(令和6年度新入学分)以前	エ. 令和6年度(令和6年度新入学分)以前	ア. 5月以前	イ. 6月	ウ. 7月	エ. 8月	オ. 9月	カ. 10月	キ. 11月	ク. 12月	コ. 1月	サ. 2月	シ. 3月	ス. 4月	セ. 4月(入学式前)	ア. 考査の確保が困難だから	イ. 前期改正などの実施に時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給額に差が出るなど、自治体独自の対応など、事務負担が増えるから	エ. (入学)前支給とは異なる自治体独自の制度があるから	オ. その他														
25	25	20	1	4	0	0	0	0	0	20	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	2	0	2	1	1	1	1	1													
秋田県	秋田市	○																																											
秋田県	能代市	○																																											
秋田県	横手市	○																																											
秋田県	大館市	○																																											
秋田県	男鹿市	○																																											
秋田県	湯沢市	○																																											
秋田県	鷹巣市	○																																											
秋田県	由利本荘市	○																																											
秋田県	潟上市	○																																											
秋田県	大仙市	○																																											
秋田県	北秋田市	○																																											
秋田県	にかほ市	○																																											
秋田県	仙北市	○																																											
秋田県	小坂町		○																										○					町立学校へ入学が確認できてから支給を行っている。											
秋田県	上小阿仁村		○																																										
秋田県	藤里町	○																																											
秋田県	三種町	○																																											
秋田県	八幡町	○																																											
秋田県	五城目町	○																																											
秋田県	八郎潟町		○																								○	○																	
秋田県	井川町	○																																											
秋田県	大湯村	○																																											
秋田県	美郷町	○																																											
秋田県	羽後町	○																																											
秋田県	東成瀬村		○																																中学校入学時に払い金支給等の教育費負担軽減を行っているため、入学前支給を行っていない。										

		1. 令和6年度新学援助制度の実態について 3. 新学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率								
		(1) 令和6年度当初における重要保護の認定基準(該当するものを全てに○)																												
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長の裁量による保護の停止または廃止	ウ. 市区町村長の裁量による保護の停止または廃止	エ. 国民年金の免除	オ. 国民年金の免除	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学費等の滞りによる滞り	ケ. 個人の事業の減免	コ. 認定資産税の減免	サ. 学費の滞り	シ. 学費の滞り	ス. 学費の滞り	セ. 学費の滞り	ソ. 学費の滞り	タ. 学費の滞り	チ. 学費の滞り	ツ. 学費の滞り	テ. 学費の滞り	ト. 学費の滞り	その他	(2) (1)で○をした場合	(3) (1)で○をした場合	(4) (1)で○をした場合	(5) 補足事項	令和5年度			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長の裁量による保護の停止または廃止	ウ. 市区町村長の裁量による保護の停止または廃止	エ. 国民年金の免除	オ. 国民年金の免除	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学費等の滞りによる滞り	ケ. 個人の事業の減免	コ. 認定資産税の減免	サ. 学費の滞り	シ. 学費の滞り	ス. 学費の滞り	セ. 学費の滞り	ソ. 学費の滞り	タ. 学費の滞り	チ. 学費の滞り	ツ. 学費の滞り	テ. 学費の滞り	ト. 学費の滞り	その他	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)					
25	25	15	12	14	11	15	16	8	8	11	14	6	5	7	7	16	6	1	0	6	5	22	0	5	0	25				
秋田県	秋田市		○	○		○					○						○										1.3	20%未満		
秋田県	能代市															○												1.2	25%未満	
秋田県	横手市															○												1.3	10%未満	
秋田県	大館市																											1.05	15%未満	
秋田県	男鹿市		○			○	○				○							○											1.2	25%未満
秋田県	湯沢市	○					○																						1.2	20%未満
秋田県	鷹巣市																												1.15	15%未満
秋田県	由利本荘市	○	○		○	○	○		○		○	○																	1.3	15%未満
秋田県	潟上市	○	○	○			○																						1.3	15%未満
秋田県	大仙市																												1.3	10%未満
秋田県	北秋田市	○	○	○	○	○	○			○	○																		1.3	20%未満
秋田県	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2	10%未満
秋田県	仙北市																												1.3	5%未満
秋田県	小坂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	15%未満
秋田県	上小阿仁村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1	10%未満
秋田県	藤里町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2	5%未満
秋田県	三種町	○		○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2	10%未満
秋田県	八幡町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2	10%未満
秋田県	五城目町															○													1	10%未満
秋田県	八郎潟町	○	○	○	○	○	○		○		○	○																	1.3	5%未満
秋田県	井川町																												1.3	10%未満
秋田県	大湯村	○		○		○	○									○													1.3	5%未満
秋田県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	10%未満
秋田県	羽後町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	15%未満
秋田県	東成瀬村	○	○	○	○	○	○		○	○																			1.3	5%未満

